

作成日：2012年1月5日

ゲルジア

特許庁の所在地：

Georgian Intellectual Property Office (GPO)
(Sakpatenti)

6, I. Chavchavadze Lane 1, Tbilisi 380079, Georgia

Tel: 99 532 98 84 19

Fax: 99 532 98 84 19

e-mail: info@sakpatenti.org.ge

Website: <http://www.sakpatenti.org.ge>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)
- (3) 世界貿易機構 (WTO)
- (4) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (5) 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 世界知的所有権機関を設立する条約 (WIPO)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 (Madrid Protocol)

2. 現地代理人の必要性有無

グルジア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

代理人団体は存在しないとのことです。

4. 出願言語

グルジア語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

<http://www.sakpatenti.org.ge> でアクセスできます。

特許制度

1. 現行法令について

1992年3月16日に内閣の決定（Decision of the Cabinet of Ministers of Georgia）により承認された特許法が、1992年5月1日に施行され、その後1999年5月24日施行の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、新規性喪失の例外の適用を受ける場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

公用語はグルジア語ですので、出願書類はグルジア語で作成しなければなりません。但し、出願する際には英語による出願も認められています。この場合には、グルジア語翻訳文を出願日から1ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。出願日から1ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。認証は不要です。出願日から3ヶ月以内に提出できます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文

クレーム部分の翻訳文の提出が必要となります。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD))

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 出願料金 | 90 |
| (2) PCT国内移行出願料金 | 120 |
| (3) 優先権主張料金 | 30 |
| (4) 新規性に関する調査及び審査料金 | |
| ・最初の独立クレーム | 180 |
| (国内移行出願の場合) | 90 |
| ・独立クレーム加算額(1クレーム当たり) | 120 |

| | |
|----------------|-------|
| （国内移行出願の場合） | 6 0 |
| （5）特許付与料金 | 2 0 0 |
| （6）年金（各年度当たり） | |
| ・ 第3年度から第5年度 | 5 0 |
| ・ 第6年度から第8年度 | 7 0 |
| ・ 第9年度から第11年度 | 1 7 0 |
| ・ 第12年度から第14年度 | 2 5 0 |
| ・ 第15年度から第17年度 | 3 0 0 |
| ・ 第18年度から第20年度 | 5 0 0 |

4. 料金減免制度について

国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された場合は、審査請求料金が50%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式審査、不特許事由、新規性調査請求により実体審査の手続きを経て、特許が成立します。

（1）方式審査

出願に必要な書類が提出されているか、審査されます。出願書類に不備があった場合、方式指令が発せられ指定期間内に不備の是正を要請されます。指定期間内に不備が解消しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。方式的要件を満たした場合、当該要件を満たした旨を確認するOfficial Filing Receiptが送付され、同時に方式的要件を満たした旨の通知から3ヶ月以内に、新規性調査料金(Novelty Search Report)の納付を要請されます。上記通知の日から3ヶ月以内に、新規性調査料金をしなかった場合出願は放棄されたものとみなされます。

<不特許事由について>

以下の場合、発明とはみなされません。

- ・ 出願に係る発明が、発見や科学的理論若しくは算術的方法の場合。
- ・ 出願に係る発明が、精神的行為の方法や遊戯方法の場合。
- ・ 出願に係る発明が、単なる情報の提供に過ぎない場合。
- ・ 出願に係る発明が、コンピュータプログラムの場合。
- ・ 出願に係る発明が、人体又は動物に関する治療方法や診断方法の場合。

<新規性について>

出願前に、刊行物により又は公然実施され、又は他の方法で公衆に知られ得る状態になっている全てのものは、従来技術を構成し新規性は有しません。但し、公に認められた博覧会に出品した場合には、新規性喪失の例外が認められています。

(2) 実体審査

- ① 新規性調査料金納付後、実体審査が開始されます。実体審査は、まず、出願に係る発明が発明の保護対象に該当するか及び、独立クレームの数に適否に関して行われ、その結果が出願人に送付されます。
- ② 次に、出願に係る発明が新規性を満たしているか否か、及び産業上の利用性、進歩性を満たしているか否かの審査が行われます。これらの審査結果は、「Documentary Conclusion on Novelty」として出願人に送付されます。特許要件を満たしていないとの結論（否定的な結論）であった場合には、出願人は審査官により指定された期間内（発行日から2ヶ月以内。延長可能。）に、進歩性に関する意見書の提出、明細書等の補正を行うことができます。補正書又は意見書の提出にも拘わらず、依然として発明が特許要件を満たしていないと判断された場合には、審査官は「特許付与についての否定的な決定書（Unfavorable Decision on Grant）」を発行します。この場合、出願内容は公表されません。
- ③ 一方、出願に係る発明が特許要件を満たしているとの結論（肯定的な結論）であった場合には、「特許決定書（Decision of Grant）」が発行されます。この場合、出願内容は異議申立てのために公表されます。異議申立て期間は、公表から3ヶ月とされていますが、その期間が経過した後であっても、裁判所に異議申立てをすることができるとされています。
- ④ 異議申立て期間内に、異議申立てがなかった場合には、審査官は所定期間内に特許付与料金（Grant Fee）及び累積年金（Accumulated Fees）を納付すべき旨、出願人に要請（Notificationの発行を）します。上記必要な料金が納付された後、特許が特許原簿に登録され、特許権が発生します。
- ⑤ 特許庁は、これまで“Preliminary Decision on Grant of Patent”と“Final Decision on Grant of Patent”という2種類の特許付与決定（Preliminary

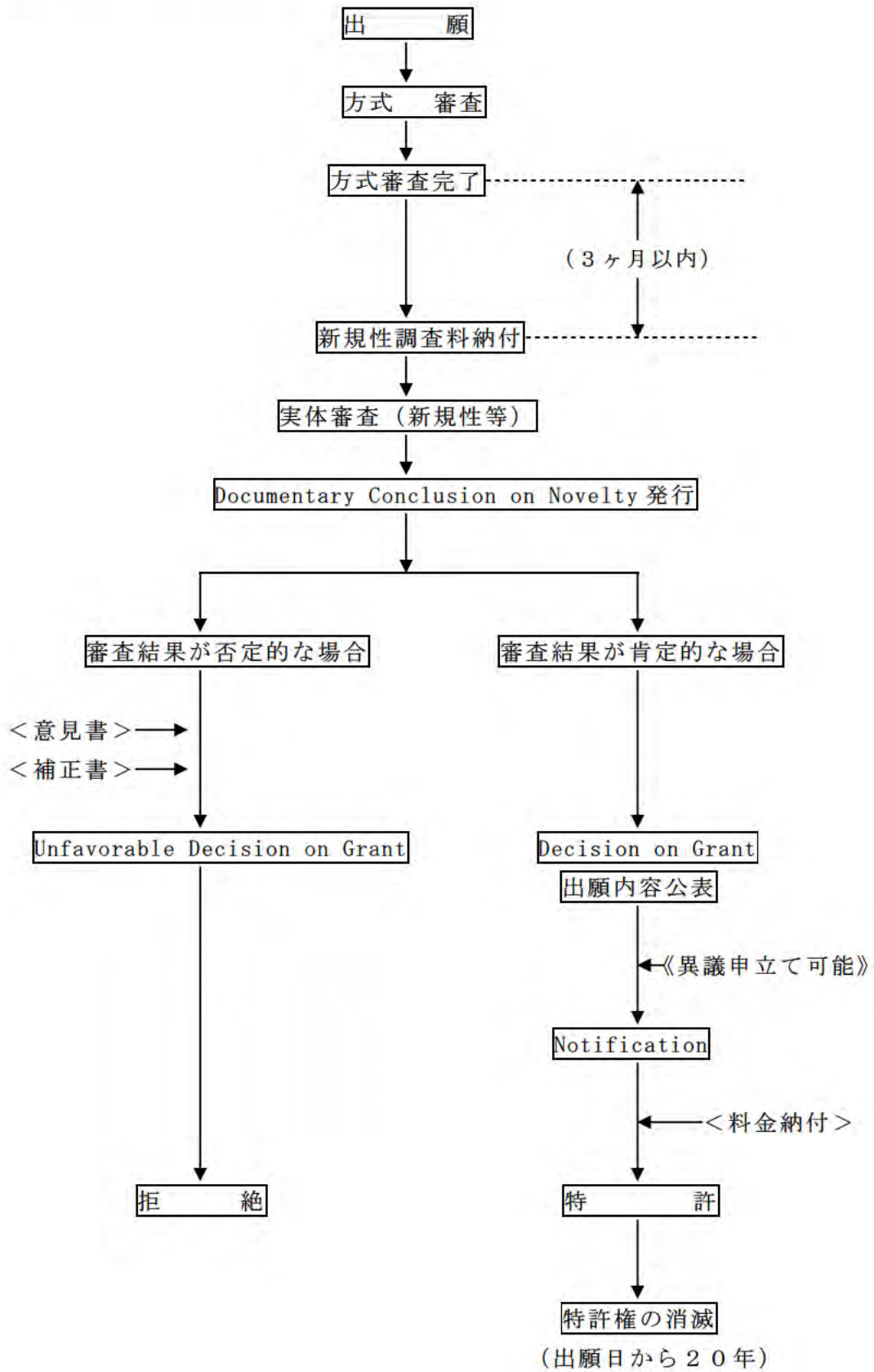
及び Final)を採用していました。ところが、最近現地代理人から得た情報によりますと（あくまでも現地代理人からの情報ですが）、特許庁は“Final Decision on Grant of Patent”の発行を中止し、その代わりとして

“Preliminary Decision on Grant of Patent”は“Decision on Grant of Patent”に変更になったとのこと。即ち、特許庁は“Preliminary”及び“Final”の用語を使用する特許の決定手続きを廃止することにした模様です。

(3) 分割出願について

出願人は特許決定書の発行前 (Before the Issuance of the Examiner's Granting on patent) に自発的に分割出願をすることができます。審査の結果、審査官が分割出願を要求した場合は、その旨のオフィシャルアクションの受領日から2ヶ月以内に分割出願をしなければなりません。この期間内に出願人は、発明の単一性の要件を満たしている旨、意見書を提出することもできます。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

特許権存続期間は、出願日から20年で、特許権の設定登録日より発生します。最初の維持年金は、出願日から3年目となります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期限

優先日から31ヶ月以内です。

(2) 提出すべき書類

以下書類のグルジア語翻訳文の提出が必要です。

- ・ 国際出願時の明細書・クレーム・要約・図面中の文言
- ・ 19条補正があった場合、補正後の翻訳文
- ・ 34条補正があった場合、補正後の翻訳文

11. 留意事項

(1) 出願の際

出願書類を現地代理人へ発送した場合(Air Courier や e-mail にて)には、必ず書類の受取通知をもらうようにして下さい。出願人としては、現地代理人が出願書類を受領していると思っている場合であっても、何らかの事情で現地代理人に書類が届いていない場合も間々あるからです。上記出願書類の受領確認が取れた後は、次に所定期間内に現地代理人が出願したか否かを確認するようにして下さい。現地代理人から出願した旨の報告を受領したら、必ず特許庁からの書類の書誌的事項（例えば、出願人名や優先権情報等）を確認するようにして下さい。特に、優先権情報の記載について誤記が見られる場合があるからです。

(2) 中間処理の際

中間処理手続きにおいて、補正書等を提出した後にその結果として、その後どのような手続きが予想されるのかを現地代理人に確認を求めつつ手続きを進めるようにして下さい。審査手続きにおいて、不明確な点が多々存在することがあるからです。上述しましたように、最近法律が変わり、特許庁は“Final Decision on Grant of Patent”の発行を中止することにしました。従いまして、Preliminary Decision on Grant of Patent 通知が発行された場合には、当該 Decision が“Decision on Grant of Patent”となります。その後、官報に特許出願の情報が異議申立てのために公表され、異議申立てがなかった場合には、出願人に対し所定期間内に特許付与料金及び累積年金を納付するよう、その旨の通知が発行されるとのことです。

(3) 特許の際

特許になった場合には、現地代理人に対してクレームの英訳文を作成し送付してもらうようにすべきかと思えます。権利侵害等が発生し、訴訟事件に発展するような場合に備え、確定したクレームの英訳文を保持していれば、速やかに対処することが可能となるからです。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許法と同様です。

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、新規性喪失の例外の適用を受ける場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。出願日から1ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。認証は不要です。出願日から3ヶ月以内に提出できます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(7) 優先権証明書の翻訳文

出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD))

| | |
|-----------------|-------|
| (1) 出願料金 | 9 0 |
| (2) 優先権主張料金 | 6 0 |
| (3) 公告及び登録料 | 1 7 0 |
| (4) 年金 (各年度当たり) | |
| ・ 第3年度及び第4年度 | 5 0 |
| ・ 第5年度及び第6年度 | 7 0 |
| ・ 第7年度及び第8年度 | 1 7 0 |

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われます。

6. 出願公開制度の有無

登録後、実用新案権の内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

実用新案登録出願の手続きは、特許出願の場合と同様ですが、以下の点で相違します。

(1) 保護対象

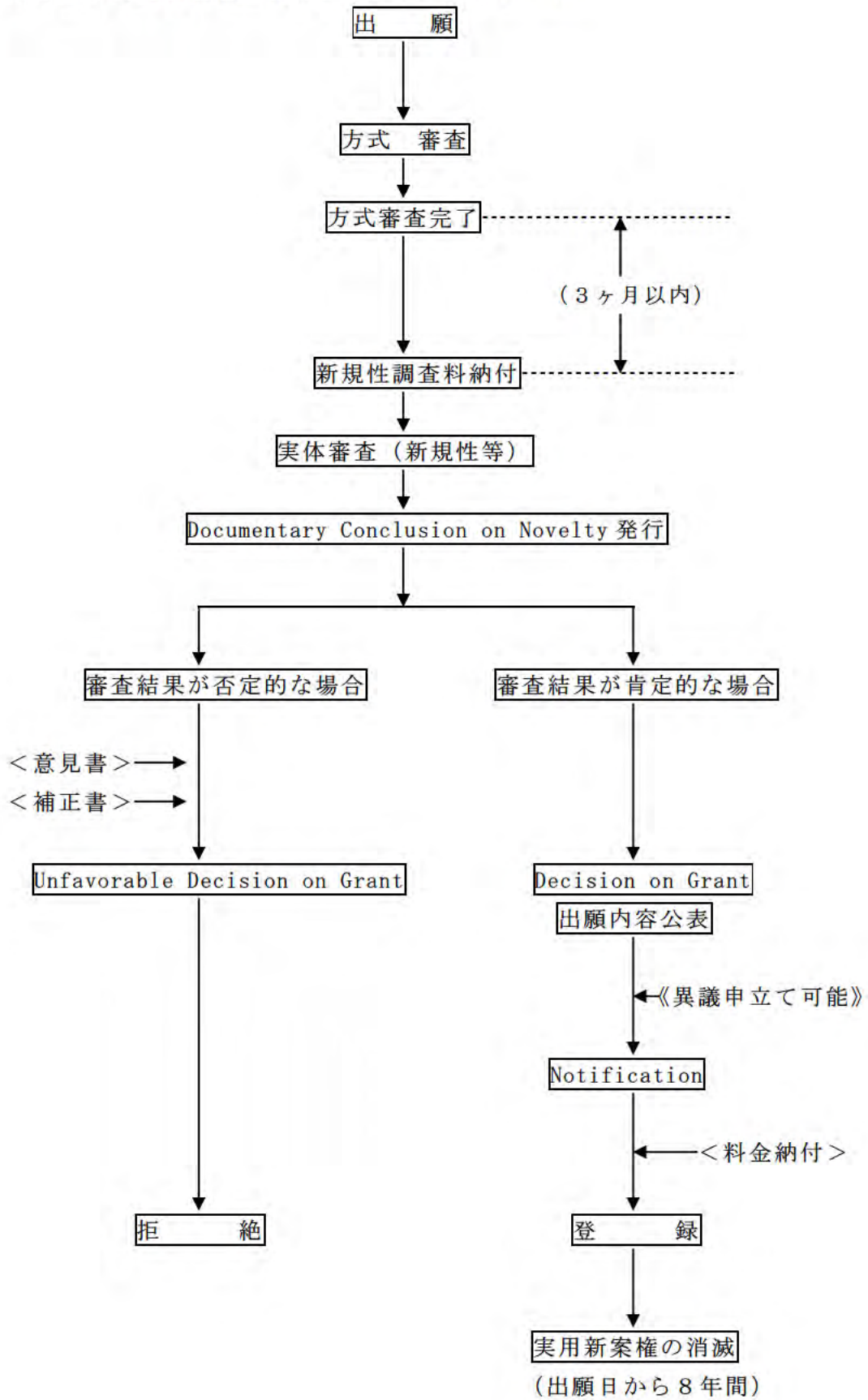
保護対象は、物の改良、物質、使用する際において実用性に特徴を有する方法 (Improvement of Device, Substances, and Methods characterized by Novelty and Utility in its use) とされています。この定義から、発明の保護対象と相違はありませんが、発明特許と異なり微生物や植物、動物の新品種については保護を受けることはできません。

(2) 出願には、2以上の考案を含めることはできません。

(3) 実用新案登録出願に関する新規性の判断は、グルジア国内において登録された特許及び実用新案にのみ基づいて行われます。

(4) 登録付与等料金 (実用新案登録出願明細書の公表及び発行料金と最初の2年間の実用新案登録出願を維持するための料金) は、登録付与通知後に Notification を受けた日から所定期間内に納付しなければなりません。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日

実用新案権の存続期間は出願日から8年です。実用新案特許権は、設定登録日から発生します。登録料及び1年及び2年度の維持年金を所定期間内に納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期間

優先日から31ヶ月です。

(2) 必要な書類

以下書類のグルジア語の翻訳文が必要です。

- ・国際出願時の明細書・請求の範囲・要約・図面中の文言
- ・19条補正があった場合、補正後の翻訳文
- ・34条補正があった場合、補正後の翻訳文

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

現在、1999年5月24日施行の意匠法が適用されております。管轄官庁は、National Intellectual Property Center of Georgia（「Sakpatenti」と呼ばれています：意匠法第2条1項）です。

2. 意匠出願時の必要書類

★国際分類に関するロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠について一出願することができます。最大100意匠まで含めることができます。（意匠規則10）。

(1) 願書

- ① 意匠に係る物品の表示。
- ② 意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③ 優先権を主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。
- ④ 出願公告の繰り延べを希望する場合には、その旨の記載が必要です。最長で出願日（優先日）から30ヶ月の繰り延べが可能です。

(2) 図面又は写真（2部）

6面図及び等角投影図が必要です。平面的意匠の場合には見本の提出も認められています。一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎に図面又は写真2部が必要です。

(3) 意匠の簡単な説明（任意）

意匠の特徴部分などについての簡単な説明をすることができます。

(4) 譲渡証書

出願人が創作者でない場合に必要です。

(5) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 委任状

出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

3. 料金表（単位：米国ドル(USD)）

料金は、グルジア・ラリ（GEL）又は米国ドルで支払うことになっています。通常、グルジア国民はGELで支払い、外国人は米国ドルで支払います。

(1) 出願

- | | |
|-----------|----|
| *一意匠の場合： | 50 |
| *追加の一意匠ごと | 10 |

| | |
|-----------|-----|
| (2) 優先権主張 | 30 |
| (3) 審査料 | |
| *一意匠の場合： | 80 |
| *追加の一意匠ごと | 10 |
| (4) 公告料 | 10 |
| (5) 登録料 | |
| ① 1～5年 | |
| *一意匠の場合： | 100 |
| *追加の一意匠ごと | 10 |
| ② 6～10年 | |
| *一意匠の場合： | 80 |
| *追加の一意匠ごと | 10 |
| ③ 11～15年 | |
| *一意匠の場合： | 100 |
| *追加の一意匠ごと | 10 |
| ④ 16～20年 | |
| *一意匠の場合： | 300 |
| *追加の一意匠ごと | 30 |
| ⑤ 21～25年 | |
| *一意匠の場合： | 550 |
| *追加の一意匠ごと | 50 |

4. 料金減免制度について

以下の通り、料金の減額制度が採用されています。

- (1) 創作者の場合：70%減額されます。
- (2) 学生、年金受給者の場合：90%減額されます。

5. 実体審査の有無

意匠出願について実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については、審査請求制度が採用されています。請求期間は、方式審査の完了通知から2ヶ月となっております（意匠規則17）。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 意匠出願については最初に、出願様式、必要書類、出願料の納付などの方式審査が行われます。方式要件を具備していない場合には補正指令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。

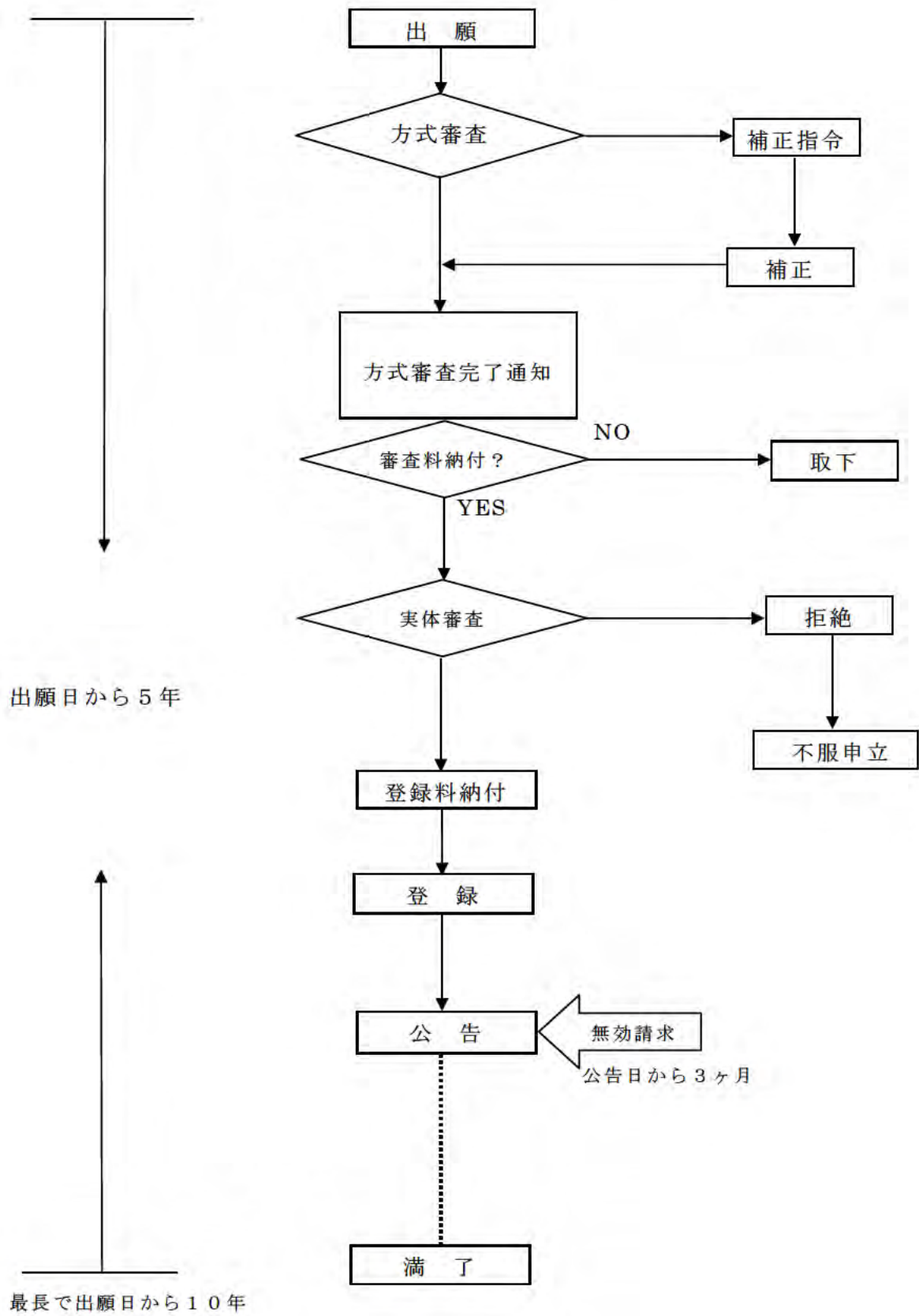
(2) 方式要件を具備した意匠出願については、所定の審査料の納付を条件として下記の不登録事由に該当するか否かについての実体審査が行われます。審査料の支払いは、方式審査完了通知から2ヶ月となっております。出願が不登録事由に該当しない場合には、登録査定となり、1ヶ月以内に登録料が納付されることを条件として意匠登録されます。意匠登録がされると、登録から1ヶ月以内に意匠の内容が公告されます。但し、公告の繰り延べ請求がなされている場合には、出願日（優先日）から最長30ヶ月間公告が繰り延べられます。

利害関係人は、公告日から3ヶ月以内に、登録無効の請求をすることができます。

(3) 意匠出願が不登録事由に該当する場合には、出願は拒絶されます。拒絶に対する不服申し立ては、3ヶ月以内にChamber of Appealに対して行います。

【不登録事由】（意匠法第10条）

- ① 出願日（優先日）前にグルジア国内又は外国で公表された意匠と同一又は類似の場合。但し、出願日（優先日）前12ヶ月以内の公表は新規性喪失事由とはなりません。
- ② 先願に係る意匠と同一又は類似の場合
- ③ 公序良俗に反する意匠
- ④ グルジアの国旗、紙幣、紋章等を一部に含む意匠
- ⑤ 保護されている商品の原産地名称を意匠の構成要素とする場合



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。ただし、請求によりさらに5年間の延長を求めることができます。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度が採用されています（意匠規則7-4）。保護を要求しない部分は点線で表示する必要があります

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、製品全体又は一部の外観形状であって、製品の線、輪郭、色彩、形状、表面、素材、装飾と定義されています（意匠法第3条1項）。

製品には、工業製品、工芸品、部品、パッケージ、タイプフォントが含まれますがコンピュータプロラムは製品には含まれません。

(2) 無効・取消し請求

登録意匠が不登録事由に該当している場合には、利害関係人は意匠登録の公告から3ヶ月以内に登録の無効を請求することができます（意匠法第20条3項、第5項）。複数意匠の場合には、意匠ごとに無効請求をすることができます。

(3) 早期審査制度

意匠出願については、所定の手数料を支払い早期審査の請求をすることができます。早期審査の請求は、出願と同時又は出願日から1ヶ月以内に行う必要があります。早期審査の請求が認められると、請求から7日以内に審査が行われます（意匠法第22条6項）。

(4) 譲渡

意匠権は譲渡することができますが、第三者に対抗するためには登録することが必要です（意匠法第31条）

(5) ライセンス

意匠権者は、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。独占的、非独占的の明示がない場合には、ライセンスは非独占的なものとされます。ライセンスの登録は義務ではありませんが、登録することが認められています（意匠法第32条第8項）。

商標制度

1. 現行法令について

現在、2010年6月28日施行の商標法が適用されています（法律第3159号）。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分。

(4) 法人証明書

業務内容を把握するために会社又は企業の法人格を証明することが必要です。

(5) 優先権を主張する場合

基礎出願の出願日、出願国、出願番号。

(6) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 委任状

(8) 団体商標の場合

標章の使用に関する規則、本店所在地、業務分野。

3. 料金表（単位：米国ドル(USD)）

料金は、グルジア・ラリ（GEL）又は米国ドルで支払うことになっています。通常、グルジア国民はGELで支払い、外国人は米国ドルで支払います。

(1) 商標出願

① 通常の商標出願

* 一区分 90

* 追加の一区分毎 50

② 団体商標

* 一区分 150

* 追加の一区分毎 90

(2) 優先権主張 30

(3) 審査料

* 通常の商標出願 120

* 団体商標 300

(4) 補正 60

| | |
|-------------|-----|
| (5) 公告料 | 60 |
| (6) 登録料 | |
| * 通常の商標出願 | 120 |
| * 団体商標 | 300 |
| (7) 更新 | |
| ① 通常の商標出願 | |
| * 一区分 | 300 |
| * 追加の一区分毎 | 50 |
| ② 団体商標 | |
| * 一区分 | 550 |
| * 追加の一区分毎 | 90 |
| (8) 不服申し立て | |
| * 通常の商標 | 200 |
| * 団体商標 | 400 |
| (9) 早期審査の請求 | |
| * 一区分 | 500 |
| * 追加の一区分毎 | 200 |

4. 料金減免制度について

商標出願については料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。実体審査は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の双方について行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願について審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査

商標出願については、最初に出願の様式、必要書類の有無、所定の手数料の支払い等の方式審査が行われます。方式審査は、出願から2ヶ月以内に行われます。方式要件を具備していない場合には補正が命じられ、所定期間内に適切な補正をしない場合には出願は取り下げたものとみなされます。

方式要件を具備した出願については実体審査が行われます。実体審査は、方式審査が完了した後6ヶ月以内に行われることになっています（商標法第14条1項）。

（2）実体審査

実体審査は、下記の絶対的拒絶理由（第4条）及び相対的拒絶理由（第5条）に該当するか否かについて行われます。商標出願に拒絶理由がある場合には拒絶理由が通知され、出願人は意見書、補正書を提出することができます。出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内にChamber of Appealに不服申し立てを行うことができます（第16条1項）。

商標出願に拒絶理由がない場合には、出願は公告されます。公告日から3ヶ月間、第三者は異議申し立てをすることができます（第16条4項）。

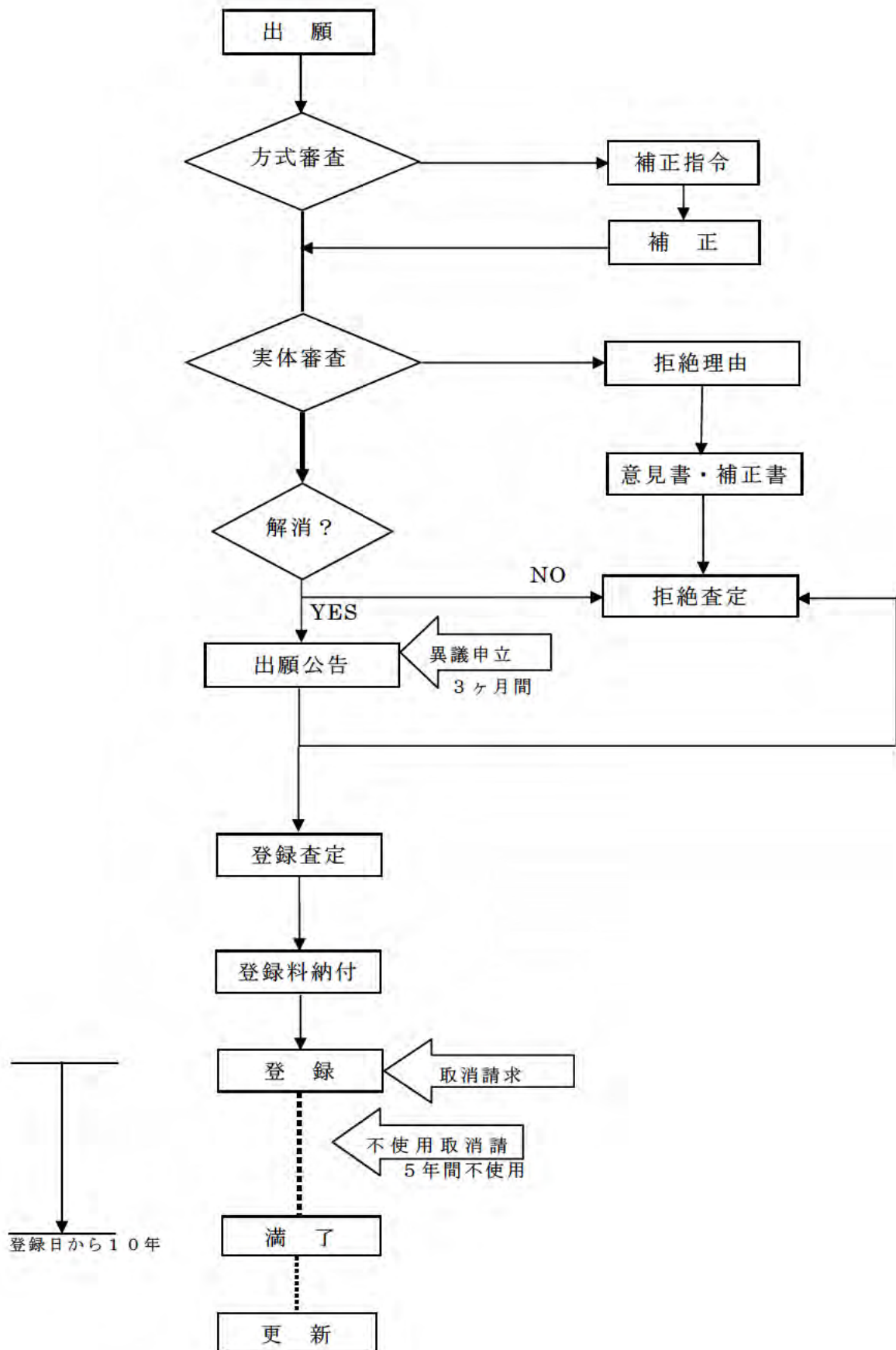
異議申し立てがなかった場合、商標出願に拒絶理由がない場合には、登録料の納付を条件として商標登録されます。

【絶対的拒絶理由】（第4条）

- ① 商標の定義に該当しない場合
- ② 単一の文字、単一の色彩からのみなる場合
- ③ 識別性がない場合
- ④ 商標が指定商品・サービスとの関係で記述的な場合（品質、種類、価値、特徴、販売場所など）
- ⑤ 商品・サービスの一般名称として通用している場合
- ⑥ グルジアの国旗、紋章等の一部を含む場合
- ⑦ 商品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる場合

【相対的拒絶理由】（第5条）

- ① 先行する他人の商標と同一又は類似の場合
- ② 他人の業務と混同を生ずるおそれがある場合
- ③ 他人の周知商標と混同を生ずるおそれがある場合
- ④ グルジアで保護されている地理的名称と混同を生ずるおそれがある場合
- ⑤ 人の登録意匠と同一又は類似の場合
- ⑥ 他人の氏名、略称、肖像等を含む場合であって、当該他人の承諾を得ていない場合
- ⑦ グルジアの歴史的記念物を含む商標であって文化庁の承諾を得ていない場合



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は登録日から10年です(第20条1項)。商標権は10年毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは写實的に表現できる標識、特に、個人の名前を含む語、模様、文字、数字、商品の形状又はその包装、又はこれらの結合であって、ある企業の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができるものと定義されています(第3条1項、2項)。

12. 留意事項

(1) 商標の使用義務(第27条2項)

正当な理由なく登録商標が継続して5年以上使用されていない場合には、第三者は商標登録の取り消しを請求することができます。

(2) 登録の取り消し(第27条2項)

登録商標が商品・サービスの一般名称となっている場合、出所の混同を生ずるおそれがある場合には、第三者は商標登録の取り消しを請求することができます。

(3) 周知商標

グルジア国内で周知となっている商標は商標登録がなくても保護されます。自己の商標が周知である旨の認定請求をChamber of Appeal又は管轄裁判所に請求することができます。

(4) 審査の繰り延べ請求(第12条5項)

商標出願の出願人は、出願の審査の繰り延べを請求することができます。繰り延べ期間は3ヶ月以内とされており、請求には所定の料金の支払いが必要です。

(5) 譲渡(第25条)

商標権は、その全部又は一部を譲渡することができます。但し、譲渡により商品の品質誤認等のおそれがある場合には譲渡は認められません。譲渡は登録をしなければ第三者に譲渡の効力を主張することは出来ません。

(6) ライセンス(第26条)

登録商標について、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。ライセンスは登録をしなければ第三者に譲渡の効力を主張することは出来ません。

(7) 国際登録

グルジアはマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録を通じての保護も可能です。